

# にいはま 農業委員会だより

— 第45号 —

令和4年12月1日

編集・発行

新居浜市農業委員会  
新居浜市一宮町1-5-1  
電話 0897-65-1313(直通)

印刷 東田印刷株式会社

里芋畑(八幡)

## ＜主な内容＞

- ◎ 会長あいさつ・委員紹介…………… 2P  
表彰委員紹介 …………… 3P
- ◎ 農地パトロールについて…………… 4P
- ◎ 農地の適正管理について …………… 4P
- ◎ 農地転用許可について …………… 5P
- ◎ 農地法第3条について…………… 6P
- ◎ 地域計画(人・農地プラン)・農業者年金 …………… 7P
- ◎ 機械作業時の安全について …………… 8P
- ◎ 鳥獣による被害Q&A …………… 9P
- ◎ 委員活動報告・景観形成作物取組事業 10～11P
- ◎ 委員の改選について …………… 12P

農業委員会総会は毎月5日です。  
(ただし休日の場合は翌日となります。)

農地法第3・4・5条の

申請締切は毎月15日ですが、

異なる月もありますので、農業委員会事務局にご確認ください。

農業委員会は、農地法に基づく売買・賃借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されており、新居浜市では19人の農業委員と14人の農地利用最適化推進委員によって構成されています。



会長あいさし



新居浜市農業委員会  
会長 藤田 幸正

垣生

第二十四期農業委員の活動も残すところ、あと半年あまりとなりました。昨年に引き続き、新型コロナウイルスによる新しい生活様式への変化に対応しながら、「農地等の利用の最適化の推進」(農地の集積・集約化、遊休農地の解消等)を含む様々な課題に、農業委員・農地利用最適化推進委員が力を合わせ取り組んでおります。

本年は、九月の台風十一・十四号などが各地で非常に強い風と大雨をもたらし、天候次第といった農業の厳しさを痛感すると共に、事前に農業者自身ができる対策の重要さと安定した食料供給の大切さを感じております。

新居浜市の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足などによる農地の荒廃、さらには有害鳥獣被害の拡大等、大変厳しい状況にあります。地域の皆様からの声を聴き共に考え、関係機関・団体と情報を共有し、農業情勢の変化や農家の方々の思いを的確に捉えながら、積極的に活動してまいります。

引き続きご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

農業委員

議席	氏名	住所
1	片上 和彦	久保田町三丁目
2	岡田 充	宇高町五丁目
3	藤田 幸正	垣生六丁目
4	村上 壽一	又野二丁目
5	塩見 敏夫	郷三丁目
6	寺尾 俊行	阿島三丁目
7	横井 直次	多喜浜一丁目
8	藤田健太郎	船木
9	宇野賀津美	船木
10	古川 一豊	寿町
11	高橋 征三	星原町
12	小野 春雄	角野新田町二丁目
13	曾我部英敏	北内町一丁目
14	伊藤繁次郎	中村一丁目
15	土岐 若水	萩生
16	伊藤 慎吾	大生院
17	渡邊 勝俊	大生院
18	松木ワカ子	河内町
19	山口三七夫	桜木町

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	住所
1	岡田 悦明	新須賀町一丁目
2	安藤 育雄	沢津町二丁目
3	加藤 宏司	宇高町五丁目
4	岩崎 紀生	田の上四丁目
5	小野 義尚	落神町
6	井下 八郎	荷内町
7	高橋 眞次	船木
8	藤田 隆	船木
9	田坂 健次	光明寺一丁目
10	眞鍋 哲哉	中筋町一丁目
11	竹林 義孝	萩生
12	池田 辰夫	本郷一丁目
13	高橋 秀実	萩生
14	神野 鉄治	大生院

農業委員・農地利用最適化推進委員は農家の代表として、遊休農地の解消、利用権の調整、農地の違反転用の防止など様々な活動を行っています。



(八幡)

農業に関するお困りごとがありましたら、各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にお気軽にお声かけください!



# 表彰おめでとうございます

平成23年から現在まで4期にわたり農業委員として務められた2名の委員さんが、一般社団法人愛媛県農業会議より永年勤続表彰を受けられました。



(左から)岡田 充委員・曾我部 英敏委員

農業委員として務めてきて、今年で十一年目になります。

岡田 充 委員(農業委員)

最近増加傾向にある遊休農地の解消啓発のため、地区委員の皆さんと協力して、市民に親しまれる憩いの場として、ポピー・コスモス等の育成に取り組んできました。種まき、除草など、天候に左右される作業なので、日程調整に苦労しましたが、開花後は、近くを通りかかった親子が写真撮影をしたり、招待した園児たちが満開の花の中で花摘みなどをして楽しむ姿を見ると、それまでの作業の苦労も忘れ、微笑ましく思いました。新聞やテレビなどの取材で園児たちが楽しそうに花を摘む姿が掲載されたこともありました。

今後も、農業者の高齢化や担い手不足などによる遊休農地の増加や作物への鳥獣被害など厳しい状況の中で、景観を維持していくため、活動に取り組んでいきたいと思えます。



曾我部 英敏 委員(農業委員)

私は農業委員の職務につき、地元の農地の問題、特に後継者のこと耕作放棄地にさせない方策を対処してきました。貸し手と借り手との話し合い、農地の斡旋です。また年一回の農地台帳の整備では日頃顔を合わせない皆さんと色々なお話ができるのが楽しみでした。子供や孫のための農地から住宅地の転用等など、すべての農地に関して相談を受けてきました。

しかし、世界情勢の流れの中で肥料等、資材の価格が大幅に高騰しています。食品等が値上げラッシュの中、農作物に関しては需要と供給のバランス、特にコメのように価格の暴落も考えられます。農業情勢はますます厳しくなつてきております。このままではいけない、農地を守り、子孫に田畑を残すことが我々の使命なのです。新居浜は農業後継者を育てるために農地の集積などが非常に困難な地形のため、いかに農地を健全に維持していくかが課題です。我々農業委員の仕事が大切ですが、そのために行政(県・市)・JA・農業共済など関係機関の連絡も密にし、新居浜の農業者の確保・維持のために頑張つていきたいと思えます。



(船木)

## 全国農業新聞のお知らせ



「農地を守り担い手を応援する専門紙」  
農業経営、くらしに役立つ情報満載です。

農業者の視点でお届けします。

発行日/毎週金曜日

購読料/月額 700円(消費税込み)

購読のお申し込みは  
新居浜市農業委員会まで  
お気軽に連絡ください

新居浜市は、全国農業会議所より令和4年度全国農業新聞普及拡張特別優秀賞増加部数の部全国2位で表彰されました!





## 農地パトロールを実施しました



### 令和4年7月から8月までの間、 農地パトロールを実施しました

農地パトロールは、毎年、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の無断転用防止と早期発見を目的とし、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員・農林水産課職員・農地整備課職員・農業委員会事務局職員で行っています。

農地パトロールの実施は、農地法第30条で定められており、年に一度行われます。

去年の調査と比較すると、筆数で227筆、面積で約15ヘクタールの遊休農地が増加しました。

また、遊休農地となってしまった耕作地の所有者・耕作者の方には、「農地における利用の意向についての調査票」をお送りしますので、ご協力をお願いします。



## 農地パトロール集計結果

(調査期間：令和4年7月～8月)

遊休農地		全農地に占める 遊休農地の割合(%)
筆数	面積(m <sup>2</sup> )	
1,400	866,808.39	6.61

## 農地の適正管理について

耕作を  
放棄されている  
農地



- ・雑草の繁茂などにより近隣農地の経営に迷惑をかける
- ・有害鳥獣の住処や通り道になる
- ・病害虫の発生
- ・ごみの不法投棄
- ・火災の原因になる など

周辺に悪影響を  
及ぼします

定期的な草刈りを行  
うなど農地の適正な  
管理をお願いします!

★農業委員会では、

雑草の苦情を受けた耕作放棄地の所有者や耕作者に、農地の適正な管理のお願いの文書を送付しています。

草刈りなどを自分でできない場合は、シルバー人材センターまたはJAえひめ未来をご利用ください。(有料)

《農地法第2条の2》

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

## 耕作放棄地解消促進事業にかかる 大型トラクターなどの利用について

大型トラクターは、JA各支所の共同機械で耕起などが困難な耕作放棄地で利用可能です。

なお、面積や形状、進入路がない場所などにより利用できない場合があります。

(圃場の端から50cmほどは刈り取りができません)

お問合せ JAえひめ未来 新居浜経済センター ☎ 41-5701



## シルバー人材センター

耕作放棄地などを刈払い機を使用して除草します。

現場の状況によっては、利用できない場合があります。

お問合せ ☎ 33-2400  
新居浜市シルバー人材センター

# 農地の転用には許可が必要です

「農地の転用」とは「農地を農地以外の土地にすること」を言い、

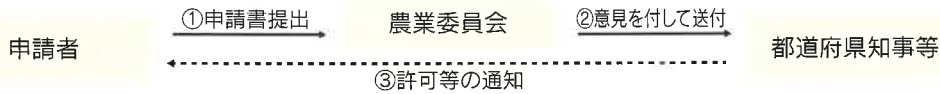
- 農地を農地以外のものとする場合(農地法第4条)
- 農地等を農地等以外のものにするため権利の設定又は移転を行う場合(農地法第5条)の2通りがあり、原則として農地転用許可が必要となります。



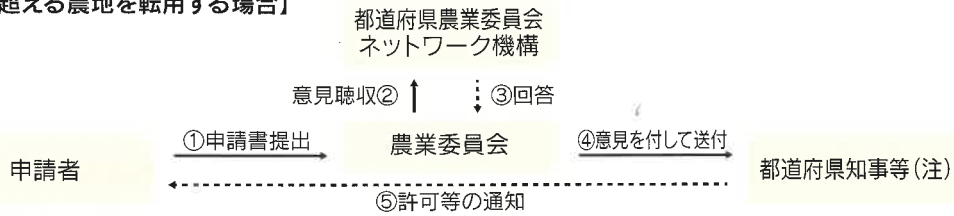
農地転用制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図ることを目的としており、農地転用する際には、あらかじめ愛媛県知事の許可を受ける必要があります。転用許可は農業委員会で申請内容を審議した後、愛媛県へ進達します。

### 農地転用許可手続きの流れ

#### [30a以下の農地を転用する場合]



#### [30aを超える農地を転用する場合]



注：4haを超える農地を転用する場合には、農林水産大臣との協議が必要

なお、農地を転用して住宅等を建築する場合は、農地法以外にも農業振興地域に関する法律(農振法)や都市計画法などの他法令によって、建設等が規制される場合があります。

他法令による許認可等が得られる見通しが無い場合は農地転用の許可がされませんので、農地転用の際には、必ず関係機関と事前協議を行ったうえで申請してください。

※ 農地転用申請書等の作成を行政書士以外の方が、依頼を受け報酬を得て、業として行うことは、法律により禁止されていますので、代行申請を依頼される場合は、必ず行政書士にご相談ください。



### もしも、許可を受けずに転用したり、許可通りに転用しなかったら…

- 許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなります。その場合、知事は、工事の中止や原状回復等の命令を行うことができることとされています。また、罰則の規定もありますのでご注意ください。
- なお、許可後において転用目的を変更する場合、事業計画の変更等の手続きを行い、県知事の承認を受ける必要がありますのでご注意ください。

ご相談がありましたら、新居浜市農業委員会(☎65-1313)までお問い合わせください。

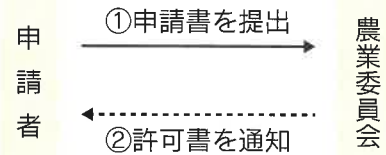
### 農業委員会 総会審議状況

	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農用地利用集積計画	
	農地の賃貸借・売買等		自己所有地を転用する場合		権利を設定・移動して転用する場合		認定農業者等への賃貸借等	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
令和元年	25	33,531.00	8	2,871.00	178	177,328.57	109	177,893.91
令和2年	42	50,778.05	7	4,684.00	150	111,342.90	156	221,905.94
令和3年	45	61,124.00	10	4,177.58	191	163,500.83	87	130,647.23

## 農地の権利移動の許可について(農地法第3条)

農地を耕作目的で売買・贈与・貸借等を行う際には、農業委員会の許可が必要です。  
この許可を受けない行為については無効となりますので、ご注意ください。

権利移動の許可制度は、不耕作目的や資産保有等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得できるようにすることを目的としており、農業委員会で許可申請書を受理したのち、総会審議・決定します。



農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべての条件を満たす必要があります。

### 農地法第3条の主な許可基準

- ① 申請を行う農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。(全部効率利用要件)
- ② 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。(農地所有適格法人要件)
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。(農作業常時従事要件)
- ④ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が、30アール(下限面積)以上であること。(下限面積要件)
- ⑤ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。(地域との調和要件)

※ 下限面積は、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみて、農業委員会で面積を定めることとなっています。新居浜市内の下限面積は全域で30アールに設定されています。  
①の全部効率利用要件は、違反転用の土地があれば認められません。

## 農地を貸し借りするには

### 3種類があります

- 「農地法による許可を得て行う方法」
- 「農業経営基盤強化促進法によって利用権を設定する方法」
- 「農地中間管理機構を活用する方法」

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知を農業委員会に提出する必要があります。

農地の貸借契約を解約するときは農業委員会にご相談ください

## 相続登記をお願いします

農地を相続したら「法務局での相続登記」の後「農業委員会への相続届出」の手続きが必要です。

農業委員会への届出には期限があり、「相続を知った時から10か月以内」となっているので早めに手続きしましょう。

所有者不明土地問題の解決に向けた法律が令和3年4月に成立し、相続登記の申請が令和6年4月から義務化されます。

## 小作権の相続も忘れずに

小作権(賃借権)が設定された農地の耕作者が死亡した場合、耕作をする権利は相続人に継承されます。遺産分割協議の際、小作権(賃借権)についての話し合いも忘れず、書面に残しておくことが大切です。

相続された方は、農地台帳の名義を変えるために農業委員会に届出を提出してください。



ご相談がありましたら、  
新居浜市農業委員会(☎65-1313)までお問い合わせください。



## 地域計画(人・農地プラン)について

地域計画を策定することが定められました。

これまで、

「人・農地プラン」を作成し実質化を推進してきました。



農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの

＜地域計画の策定(人・農地プランの法定化)＞

農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和4年5月に成立

今後は、人・農地プランの実質化に取り組み、各地区の話し合いを再活性化して、

- 高齢化や人口減少により農業者の減少
- 耕作放棄地が拡大

地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中

農地が利用されやすくなるよう、農地を集約し、新たな担い手を確保するなど

目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定する

関係法が施行される令和5年4月から2年以内に策定する必要があります。

詳しくは、  
農林水産省ホームページ  
「人・農地プランから地域計画へ」  
をご覧ください。



新居浜市農林水産課(☎65-1262)  
新居浜市農業委員会(☎65-1313)

## 農業者年金について

農業者年金で将来に安心を!

農業者年金の⑥つのポイント

- ① 農業者なら広く加入できます!
- ② 積立方式・確定拠出型で、少子高齢化時代に強い年金です。
- ③ 保険料額は千円単位で自由(月額2万円～6万7千円)に決められます。  
※35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円～
- ④ 終身年金で、80歳前に亡くなった場合は、死亡一時金が遺族へ支給されます。
- ⑤ 税制面で大きな優遇措置があります。
- ⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援加入)があります。

令和4年から農業者年金制度がさらに便利になりました!



老後の不安を解消  
～農業者のための公的年金～

詳しくは、  
農業者年金基金  
ホームページを  
ご覧ください。



加入手続きについては、  
JAえひめ未来(☎37-1003)または、  
新居浜市農業委員会(☎65-1313)まで  
お問い合わせください。



## 機械作業時の安全について

### 農業機械作業時のチェックポイントの確認で安全作業を!

近年、農作業中の死亡事故件数は農業就業人口の減少に伴い減少傾向にありますが、就業人口比で見ると、上昇傾向となっており、令和元年度においては全国で281件発生しています。

その7割は農業機械事故が原因であり、特に歩行型トラクターと刈払機は手軽さゆえに、利用者が多く、死傷事故が多いため、安全対策の見直しが呼びかけられています。

#### ▶ 刈払機チェックポイント

- 取扱説明書の確認
- 保護具の使用
- 肩掛けバンドの装着
- 周囲に人がいないか確認
- 目的外の使用はやめる
- 歯に草などが詰まった場合はエンジンを停止すること



#### ▶ 歩行型トラクターチェックポイント

- 事前の後方確認
- 足元の障害物の確認
- 適切な服装
- 低速で発進
- 必要時以外はロータリを止めること
- ロータリの後部カバーの設置
- 点検整備時はエンジンを停止すること
- 安全装置のある機械の選択

チェックポイントを確認し、機械作業時の安全に努めましょう!



詳しくは、農林水産省ホームページ「農作業安全対策」をご覧くださいか、東予地方局農業振興課(☎0898-68-6812)までお問い合わせください。

## 農地台帳調査へのご協力をお願い

新居浜市農業委員会では、農地台帳を整備するため農地台帳調査を行っています。

農地台帳調査として世帯員及び就業状況・農機具の保有状況・借受等の意向についてなど、調査員(農業委員・農地利用最適化推進委員等)が、12月中旬(予定)からお伺いしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

農業委員会事務局 ☎65-1313

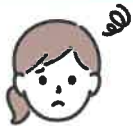


# 鳥獣による被害Q & A



野生鳥獣による農作物の食害のほか、圃場や石垣を荒らされるなどの被害は年々深刻化しており、大きな問題となっています。

鳥獣による被害のお問い合わせについて、代表的なものを紹介します。



**Q** 鳥獣に農作物が食べられる被害にあいました。どのような対策がありますか？

**A** 鳥獣被害対策で重要なことは、以下の**3つを総合的に実施すること**です。

- ①**環境改善**：鳥獣の棲み処になる藪をなくし、エサになる残渣を放置しない
- ②**防護柵**：鳥獣種に応じて適正な防護柵を設置する
- ③**捕獲**



風邪対策に例えると、  
**「環境改善」**人混みを避けて換気する  
**「防護柵」**マスクをしてウイルスの体内侵入を阻止する  
**「捕獲」**薬を飲んで体内に侵入したウイルスを死滅させる

愛媛県内で捕獲されたイノシシの平成5年と平成27年を比べると10倍以上になっています。しかしながら、農作物等被害額も2倍以上となっています。

現在の対策は、捕獲のみに頼ったものが多く、被害軽減に結びついていません。

また、捕獲とあわせて、対象鳥獣にあわせて適正に防護柵を設置した地域では、被害に大幅な改善がみられます。



**Q** イノシシの個体数を減らすために箱罾をもっと設置するべきではないか？



**A** 自動撮影カメラを用いて観察すると、警戒して箱罾に近づこうとしない、また、箱罾をじろじろ見るが中に入ろうとはしないイノシシの様子がみられます。イノシシの目線から見ても箱罾はかなり怪しいようで、罾の数を増やしたからといって簡単に捕獲できるわけではありません。

イノシシにとって「怪しい箱罾の中のエサ」よりも「新鮮な畑の野菜」の方が優先順位の高い食べ物になります。

まずは、ワイヤーメッシュ柵などのイノシシに有効な柵を設置して、容易に畑の作物が食べられないようにしましょう。

鳥獣被害対策は、野生鳥獣から作物を守る「防衛戦」です。まずは、作物を守れるように防護柵を設置しましょう（極端な話ですが、捕獲が0でも、農作物被害が0であれば、対策は成功です）。



「新鮮な畑の野菜」が食べられないイノシシは、怪しく感じている、餓死するよりはマシと思い「怪しい箱罾の中のエサ」を選びやすくなります。

農地に防護柵を設置する場合に、資材購入費の一部を補助する制度があります。

(この補助金を受ける場合は、資材購入前の申請が必要となります)

補助金の申請や、被害対策のご相談がありましたら、  
新居浜市農林水産課(☎65-1262)までお問い合わせください。



## 委員活動報告



伊藤 慎吾 委員  
大生院

農業委員に就任し、5年になります。活動報告を振り返ると、総会、研修会、農地パトロールでの遊休農地、耕作放棄地の調査、戸別訪問での農地台帳調査等を行ってきました。

農地台帳調査で私が担当した八十戸余りの農地所有者の意向は、農業生産を進めたい方はおらず、農地の管理が出来ればいいほうで、「借りてほしい、買手があれば手放したい。」と言っ方が多く、展望が見えない状況です。原因は、農業従事者の高齢化と後継者不足、農業生産の採算問題があるように感じています。

このような中で、定年退職者への農業支援として、農地の世話と農産物の種類と作り方、販売方法等の紹介により農業に取り組む方が出てきたのが救いです。新居浜地区は、農産物の地産地消の消費地区であると言われています。年金生活と農業であれば農業に楽しみを見出し、生きがいのある生活が出来るかと確信しています。農地の所有者、農業に興味のある方、是非、農業にチャレンジしてみてください。



高橋 征三 委員  
星原町

農業者の代表として昭和五十三年に農業委員に就任しました。就任当初は遊休農地、耕作放棄地は無く、生産者米価が六十キロ二万円になることを期待し、一生懸命に農家が水稻を作っていました。結果として二万八千円台であったことを記憶しています。

平成に入り米価が下がるにつれ農業では生活が出来ない、また高齢化により農作業が出来ないため遊休農地、耕作放棄地が増えてきたと思われま。私の地区には木が生い茂り農地に戻すことが難しい水田もあります。

また、景観形成作物の取り組みは平成十三年から始まりました。船木地区は現在の圃場から二百メートル南、客谷川の横の水田から始まり、これまでの取り組みとして、ひまわりと菜の花を作り園児や近隣のお年寄りを招待して、十二月にひまわりが満開になった際はテレビ等で話題になったこともありました。

第二十四期農業委員として二年が過ぎ残り一年を切りました。コロナ禍以前は招待した園児や高齢者が喜んでくれることが嬉しく頑張ってきましたが、通りがかりの人に楽しんでいただくことで、船木、角野、泉川地区委員と事務職員で圃場整備に生き甲斐を感じています。早くコロナが収束し園児や高齢者を招待出来ることを楽しみにしています。

農業委員活動も残り一年を切りましたが、農業者皆さんの為に、残りの期間悔いの無いよう努力して参ります。



村上 壽一 委員  
又野

農業委員に就任し、様々な活動をしてきましたが、農地の荒廃発生防止対策として、遊休農地を利用して、地区委員によりポピーや、コスモスを作付けし、花が咲き誇る時期に地元の園児を招待しています。今年も七月の暑い中、早朝より農業委員会事務局職員の方の支援を受けながら、地元委員の皆さんと圃場の草取りコスモスの種蒔きを行いました。

また、毎年、農林水産課・農業委員会事務局の方と一緒に担当地区の農地パトロールを実施しております。この事業は、遊休農地、耕作放棄地の実態の把握と発生防止・農地の無断転用防止と早期発見等を目的としております。遊休農地・耕作放棄地は、少しずつ増えております。草木が茂り、重機等で基盤整備を行わなければ、田畑に戻らない所が増えてきています。原因は、猪と猿の被害と農業者の高齢化と後継者不足だと考えられます。また、空き家が増えて動物たちの住み処となりつつあり苦慮しておりますが、今の現状であきらめるのではなく、何かできる方法を考えています。近い将来農業は大きく変わっていくと思いますが、農家の声に耳を傾けながら、土地の有効活用や鳥獣対策など役に立つ情報を伝えていくなど、農業委員の果たす役割は大きいと痛感いたします。今後も地域に密着した活動となるよう努めていきます。



# 景観形成作物取組事業

この事業は遊休農地の発生防止対策として行われています。チューリップやポピー、ひまわり、コスモスの作付けをし、開花時には近隣の園児やお年寄りの方々に安らぎと自然学習の場を提供すること、そして遊休・荒廃農地の発生へ警鐘を鳴らし、農地性の保全への啓発を目的としています。

## 船木地区



今年は、コロナウイルスの関係で毎年行っている園児招待は出来ませんでしたが、近くの園児の皆さんが、お散歩で立ち寄って下さいました！



耕起・播種・草刈り等、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が管理しています。

## 大生院地区



## 川東地区



ひまわりやポピーなど、時期によって様々な花を育てています。ぜひ、お立ち寄りください!!



# 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

## 地域の農業者や農業団体等からの推薦及び公募(令和5年3月予定)

令和5年7月19日を以て任期満了になることから、農業委員会等に関する法律に基づき、令和5年3月に個人や団体からの委員候補者の推薦・公募を実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



第24期新居浜市農業委員会総会の様子



### 農業委員

農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者のうち、市長が議会の同意を得て任命。

**役割** 総会に出席し、農地の権利移転・転用、無断転用の防止・解消など農地法に基づく事項についての審議等および農地パトロール等の実施



### 農地利用最適化推進委員

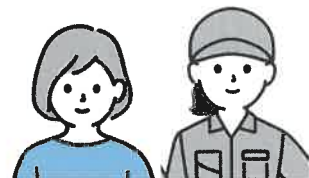
農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱。

**役割** 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進のため現地調査等および農地パトロール等の実施

## 農業委員・農地利用最適化推進委員へ女性の登用を推進します

地域農業を元気にしていくためには、女性の力が必要です。農業や地域活動に熱心に取り組む女性の皆さん、ぜひ農業委員になって地域とともにがんばりましょう!

今こそ農業委員会に女性の力を!



## 愛媛の郷土料理 芋炊き

秋になると各地で「いもたき」がおこなわれ、愛媛の中秋の風物詩になっています。

里芋と根菜・きのこ・鶏肉などを煮込む簡単料理です。優しいほっこり味です。



秋祭り間近(庄内)



## 新居浜市ホームページやSNSをご利用ください

農業委員会のホームページでは、貸したい希望の農地を探したり、農地法の手続きに必要な書類をダウンロードすることができます。

また、SNS(LINE・Twitter・Facebook)で、景観形成作物事業の取り組みや情報提供についてお知らせします。



農業委員会ホームページ